公示送達書

菊川市　告示第298号

令和8年11月13日

静岡県菊川市長　　長谷川　寛彦　印

下記の送達すべき書類については、菊川市役所税務課に保管してありますから来庁のうえ受領してください。受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

記

送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類の名称		備考
池本　千明	令和8年度	国民健康保険税納税　第3期督促状	
福島　吏紅	令和8年度	国民健康保険税納税　第3期督促状	
富田　チアゴ	令和8年度	国民健康保険税納税　第3期督促状	
以下余白			